

第 86 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 30 年 10 月 23 日（火） 9：46～12：03

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、伊藤正次構成員、磯部哲構成員、山本隆司構成員

〔政府〕 山野謙内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長、齋藤秀生内閣府地方分権改革推進室参事官、福田勲内閣府地方分権改革推進室参事官、小谷敦内閣府地方分権改革推進室参事官、林弘郷内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 30 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 40：国立公園の集団施設地区において保養所等を公園事業（宿舎）として認める要件の明確化及び認可権限の都道府県知事への移譲（環境省）>

（高橋部会長）御検討いただけるということで大変ありがたいと思う。関係団体も、そのスケジュールで仕方がないとはおっしゃっているが、できる限り早目に着手できるように、中間報告とか検討状況の報告みたいなものを逐次公表することをお願いしたい。

（環境省）六甲地域の今回の件につきまして、いろいろ検討しているのは、近畿地方環境事務所と兵庫県が共同事務局となっております国立公園六甲山魅力向上プロジェクト推進委員会というものがもう既にありますけれども、今回の基準の明確化の検討状況につきましては、その委員会の中で、近畿地方環境事務所から随時情報を提供していきたいと考えている。

（高橋部会長）感謝申し上げます。その方向でお願いしたい。それから、基準は参酌基準でやっていただけるということでよろしいか。

（環境省）調査の準備は既に始めているが、宿舎事業を執行している事業者が全国で約 2,000 件ある。この 2,000 件に対して、提案事項の 1 ページ目にある現状、企業保養所等が公園事業として認められる具体的な要件（利用資格、利用料金、予約時期等）が示されていないと書いてあるが、この内容をもう一回しっかり調査をかけて、実態を把握した上で、公益性・公平性を担保するためにどのような基準を置いたらいいのかということ、専門家の御意見もしっかり聞いて考えていきたいと思う。

（高橋部会長）基本的にこういう基準を定めることについては、やはり分権の立場から、参酌基準でお願いしている。そこも是非、基準のあり方について御検討いただきたい。

（環境省）調査結果を踏まえて、基準を検討する際に御意見を踏まえて検討させていただく。

（磯部構成員）確認だが、基準というのはどういう形式のもので、何をいじることになるのか。

（環境省）2 ページの上、各府省からの第 1 次回答の囲みの中の第 2 パラグラフに書かれている、認可等の審査基準において「利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものではないこと」というのが現行の基準となっている。

（磯部構成員）国立公園事業取扱要領というタイトルの文書の中に。

（環境省）然り。これが不明瞭であるとの御指摘があり、例えば客室、部屋の何割を一般利用者に供すればいいのかとか、1 年のうちの何日間を一般利用者に供すれば公益性・公平性が担保できるのか。その辺の判断を現況も踏まえ、また、専門家の意見も踏まえてしっかり決めていきたいと考えている。

（磯部構成員）承知した。

（高橋部会長）現行では通知によるものか。

（環境省）現行は局長通知であるが、調査結果を踏まえた基準の細部解釈を課長通知で全国に発出したいと考えている。

（高橋部会長）課長通知は従うべき基準にはなり得ない。こちらが杞憂だったかもしれない。通知を政省令に変えるということは毛頭ないという認識でよいか。

(環境省) 課長通知で今のところ考えている。

(高橋部会長) 杞憂だったということで、自治体にとって明確で、かつ余り自治体の裁量を阻害する基準にならないように、御検討いただければと思うので、よろしく願います。引き続き事務局と調整していただきたいが、措置結果の確認はどのようになっているのか。

(福田参事官) そこは事務局から環境省へ、フォローアップ調査等で随時確認していくことになる。

(高橋部会長) では、フォローアップのときにまた御協力をよろしく願います。

<通番2：一時預かり事業（幼稚園型）の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大(文部科学省)>

(高橋部会長) 旧免許状保持者は1/3以上の配置基準に含むことを認めているのに対して、新免許状保持者には認めないというのは、対外的には理解を得にくいのではないかと。確かに新免許制度は、更新しなければ失効するという形で厳格に管理するというのは、教員免許の世界では理解できる。しかし、一時預かり事業（幼稚園型）の人材活用という観点からは、免許状が失効しているかどうかという区別を機械的に配置基準に適用するのは、違う制度の無理な当てはめではないか。また、潜在的な人材の活用という点から言うと、新免許状を持っている人は、旧免許状を持っている人と比べ、より新しい知見に基づいて免許を取得しているため、一時預かり事業（幼稚園型）の基礎的な資格要件としては十分なのではないかと。

(文部科学省) 1つは、幼稚園における預かり保育、一時預かり事業の在り方ということになろうかと思うが、幼稚園教育要領において、預かり保育は教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動として位置付けている。一般の方は保育園における保育、あるいは認可外保育園における保育、幼稚園における預かり保育というものを同様に御覧になるかもしれない。しかしながら、当省としては、預かり保育は学校教育法に基づき、また、幼稚園教育要領に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、実施することと位置付けているため、一時預かり事業（幼稚園型）の質を全国において制度的に担保するためにどのような資格要件を設けるかという観点から、幼児の教育・保育に関する専門的な知見を有することが公的に担保される仕組みとして、幼稚園教諭免許状等の保持者を一定数配置するという考え方をとっている。

(高橋部会長) 繰り返すが、質の担保という点では旧免許状を取得して長年経過した人より、新免許状を取得した人の方が質は担保できるのではないかと。現に旧免許状保持者を1/3以上の配置基準に含めることを認めているため、潜在的な人材の活用という点で、新免許状保持者だって認めても良いのではないかと。なぜ新免許制度によって知識を持って合格した人材を配置基準に含められないのか。

(文部科学省) 先ほどの説明の繰り返しになるが、旧免許状所持者が修了確認期限到来後も有資格者として認められるのは、旧免許状に有効期限の定めがないためである。また、免許状更新講習の修了確認期限までに講習を修了しない場合でも、免許状が失効するのは現職教員等の受講義務者に限られている。免許状の保有を前提にした事業であるため、あくまで免許制度を基に配置基準の在り方を考えている。

(高橋部会長) 一時預かり事業（幼稚園型）とは制度の考え方が違うにもかかわらず、免許制度の考え方を持ってくるとするのは筋が違っていると申し上げている。人材の活用という点では、新免許状保持者の方がより質は良いと考えられるため、現在、旧免許状所有者に認めている以上は新免許状所有者に拡大しても質は低下しないのではないかと申し上げている。その論点については、是非お考えいただきたい。

法令上、免許状更新講習を受講するには、免許状を有しており、教育職員等であった者であって、教育職員になることを希望する者の3つの要件が必要ということの間違いないか。

(文部科学省) 資料で申し上げますと、5ページ目にあるように、1つは現に教育職員である者、あるいは、現に教育職員ではないがそれに準ずる者ということで教育職員になることが見込まれる者など、資料に列挙されている方々については更新講習の対象となる。

(伊藤構成員) 教育職員になることは考えていないが、預かり保育に従事したいという方については、免許が失効していると免許更新講習を受講できないというのが現状である。そのような方が講習を受講できるようにするため、調査を実施いただいているということだが、提案への御対応は調査結果を踏まえてということではあるまいか。

(文部科学省) 然り。現状、更新講習を受講できない者がどの程度いるかについて調査を行っているため、その結果を踏まえて、対応を検討してまいりたい。

(高橋部会長) 少なくとも人員配置基準の緩和または更新講習対象の拡大のどちらかの提案は、即認めていただきたい。現段階でどちらかの提案を明確に実現すると言っておいただくことが必要ではないかと思う。制度上は

教育職員であった人に対して受講を認めることとなっているため、免許状を取得しても教育職員になったことがない人で、例えば早くに結婚されて教育職員になることはなかったが、一時預かり事業（幼稚園型）で改めて社会に貢献したいという人は、現行の仕組みだと更新講習が受講できないということになるが、その点はいかがか。

（文部科学省）資料に列挙されている過去に教育職員であった者、あるいは認定こども園や認可保育所で勤務している方、あるいはそれ以外の形で教育職員に見込まれる者が対象となるため、御指摘のように、これまでに一時預かり事業（幼稚園型）にしか従事したことがなく、かつ、教育職員になることも希望していない、臨時任用教員リストにも登録されていない方は、免許更新講習の対象には入らない。そのため、現在調査をしているが、個々人の教育職員になる、ならないという意味で判断するのではなく、一時預かり事業（幼稚園型）の制度自体に着目し、従事している方を典型的に教育職員になる者として認めることができるかどうか、その状況を把握するために調査をさせていただいている。

（高橋部会長）教育職員になる者として見込まれる者というのは、法律上、どのレベルの規定か。

（文部科学省）省令の規定である。

（高橋部会長）制度を見直すのであれば、省令を変えればいいということか。

（文部科学省）然り。しかし、教育職員になることが見込まれる者として、資料に列挙されている者と同様の類型性が認められるかどうかについて、まずは実態として押さえたいと考えている。

（高橋部会長）調査はいつまでか。

（文部科学省）調査は内閣府と連名で実施しており、アンケートの回収期限が11月30日を設定している。そのほかに、幼児教育実態調査で更新講習の対象になっていない方がどれぐらい存在するかを把握する調査を実施する。調査の結果で、今後、準備しなければならない更新講習の枠を明らかにするため、両方の調査結果を踏まえた上で検討させていただきたい。

（高橋部会長）今年の閣議決定には間に合うのか。

（文部科学省）内閣府と調整させていただきながら検討していきたい。

（高橋部会長）閣議決定に間に合わせていただくようお願いしたい。

（文部科学省）今の段階では、調査結果を踏まえてというところ以上に申し上げられる材料がないため、本日はそこまでとさせていただきたい。

（高橋部会長）今は子育てで一旦現場を離れてしまって免許状が失効してしまったが、社会貢献のため、一時預かり事業（幼稚園型）であれば家庭と両立しながら頑張りたいという人に対し、道が閉ざされているという制度は良くないと思う。免許状更新講習の対象を拡大していただくか、本来は両方とも実現していただきたいが、まずは今年度どちらかの提案を実現していただきたいというのが我々の希望であるため、よく事務局と御相談いただきたい。事務局はそれでよいか。

（小谷参事官）調整させていただく。

（高橋部会長）繰り返すが、客観的に見ると、教員免許の論理を一時預かり事業（幼稚園型）の分野で振りかざすのは、理解できない。また、一時預かり事業（幼稚園型）で働いて社会に貢献したいという人について、事実上、参加の機会を奪っている。全ての人材を挙げなければ成り立たない社会なので、貴省としても国民の全ての人材を活用するという観点から、是非御検討いただきたい。お願いになるが、今年度中に何かしらの方向性を出していただけると有り難い。

（文部科学省）御指摘も踏まえて、事務局とも相談しながら対応を検討してまいりたい。

（磯部構成員）旧免許状と新免許状の取り扱いの差異が客観的にはわかりにくい説明であり、理解し難い。1／3以上の配置基準に含まれるのは幼稚園教諭または保育士に限られており、保育士については更新制度がなく、幼稚園教諭については更新制度ができた新免許状所有者と、更新制度ができる前の旧免許状所有者がいる。これらの者が混在する中、質の確保がどうあるべきかを検討する際に、免許状更新制度を基準に考えるのはおかしいのではないか。一時預かり事業（幼稚園型）における質の確保がどうあるべきかということに特化して考えるべきではないか、というのが最初の高橋部会長の発言であり、そのような観点でなければ理解できない。改めて分かりやすく、真に質の確保のために何が必要かを考えていただきたい。

<通番 46：教員免許に係る制度の見直し（文部科学省）>

（高橋部会長）私としては、自動延長というか、遅いほうで救うというのも制度としてありではないかと思って

いるが、どうも免許制度の根幹にかかわるようなお話だと思っておられるようなので、なかなか平行線かなと思っっている。よって、これ以上時間を使ってもしょうがないかなという気がする。そういう意味で、システム改修が完了するまでの間の、制度誤認に対する失効者を減らすための努力はどのように考えておられるのか。そこをまずはお教えいただきたいと思う。

(文部科学省) 失効者を減らす努力については、これまでも都道府県教育委員会に大分周知をしており、実際に、免許更新制を導入された当時から比べるとかなり少なくなってきた。長野県の提案にもあるように、毎年年間9万人程度免許更新対象者がいるが、その中で期限を間違えて失効した方は恐らく10人前後ぐらいまで減ってきているところなので、引き続き周知を図っていく。特に誤解が生じるのが、新しい免許状が出たときに、旧免許状所持者の方は自動的に期限が更新されるというように誤解されるところが多いと言われているので、新しい免許状を出すときに、教育委員会のほうからしっかりと期限の延長の手続きが必要であることを周知していただくということが水際での防止策だと思うので、そこを徹底していくようにしていきたいと思う。

(高橋部会長) 周知徹底はどのようにやっていただくことになるのか。

(文部科学省) 1つは各種の会議等いろいろな機会を捉えて教育委員会のほうには話をしている。また、ホームページ等でも公表しているところである。それから、免許管理システム自体も運営しているのが都道府県の免許事務の担当であるので、その免許管理システム管理協議会というところがあるが、そこでも先週も含めて話をしてきたところである。

(高橋部会長) 本人に周知が行き届かないといけないので、いくら教育委員会に周知徹底していただいても、教育委員会どまりだと本人に行き渡らない。本人に直接行き渡るシステムは、新しい制度として考えられないのか。

(文部科学省) そこはシステムができるまでの措置というところではあるが、平成28年度、29年度の2年間をかけて、所有免許状調査を現職の全教員を対象に行った。それは現職の方が持っている免許状を全て把握するための調査を全国的に行い、それにより、現在、現職の方々については、御自身が持つておられる免許状は確認ができていところなので、それをもって今、教育委員会のほうでは管理していただくようにしているところである。

現状ではその調査をかけることによって、それぞれの先生が持っている免許状を把握していただいているところである。

(高橋部会長) 新免許状を交付するときに、このときには免許は自動更新になりませんよという手紙がつくようにしていただければ一番わかりやすいのではないかなと思うが、そういうことはできないのか。

(文部科学省) それも考えている。免許状の授与自体が都道府県の自治事務になっているので、どこまで具体的にこの紙を配れということと言えるかどうかというところはあるが、そこはしっかりと周知していきたいと思う。

(高橋部会長) 確かにそうだと思うが、そうやってやることも一つの有効な手段ではないでしょうかということを経術的に助言されるのは可能ではないか。

(文部科学省) 周知の方法については、今、御指摘いただいた点も含めてさらに考えたいと思う。

(高橋部会長) 免許状は郵便か何かで送付されるのか。県によって違うのか。

(文部科学省) それは県によって違うと思う。

(高橋部会長) 直接手渡しするときもあれば郵送もあるということか。

(文部科学省) そこまで詳細は承知していない。

(高橋部会長) できれば、手渡しなら紙を1枚渡せばいいし、郵送でも、封筒に同封すればいいので、そういうことも考えていただいて、技術的に助言していただくとありがたいと思う。

それから、改修後はいかがか。

(文部科学省) 改修後は、先ほど説明申し上げたように、個人が所有している免許状と更新期限を1枚で表示した書類を出せるような機能ができるので、それを使ってしっかりと管理していくように、それも促していきたいと思っっている。

(高橋部会長) ほとんどなくなるというふうに御説明されて間違いのないということか。

(文部科学省) 今でも9万人のうちの10人前後なので、かなり少ないとは思いますが、さらにそれを少なくしていくように、ゼロに近づけるように頑張っていきたいと思っっている。

(高橋部会長) 承知した。

それから、システム改修のスケジュール等については、なかなかまだ周知徹底がされていないということがあ

るようなので、そこは各教育委員会に、もしくは現場の教職員に周知徹底するというお考えはないか。

(文部科学省) これも先ほど申し上げたように、システムの運営を行っている都道府県教育委員会で構成している免許管理システム運営協議会というものがあり、先週、その協議会でも我々の今、要求している概算要求の内容、それができた後にこういう確認書類が出せるようになるということも含めて説明をしている。そういったいろいろな場を捉えて、都道府県教育委員会のほうに周知できるようにしていきたいと思っている。

(磯部構成員) 都道府県で組織する協議会が教員免許管理システムを運営しているとのことだが、その改修の費用はどうなるのか。

(文部科学省) 更新製の制度導入に伴って必要になったシステム改修ということで、整理としては、改修の費用については国が負担をし、保守・運営の費用については地方が負担をするということで、これまで運営されてきているところである。したがって、その整理で今回、我々としては、改修費用については文部科学省のほうで要求しているところである。

(高橋部会長) ただ、やはり国のほうでやるといっても、協議会で十分意見は聞いているということか。

(文部科学省) 今年度は改修内容の詳細を詰める調査研究の費用を持っているが、それをこの協議会のほうに委託し、協議会と一緒に調査研究のシステム改修の内容を詰めているところである。

(高橋部会長) 承知した。引き続き十分都道府県の意見を聞いてやっていただきたいと思う。

繰り返しになるが、教育委員会を通じてというのもそうだが、個々の教員に行き渡る周知徹底の方法も是非工夫していただければと思う。教員がたくさんいて、全部に行き渡らせるのは大変だと思うが、教育委員会の受けとめ方、濃淡はさまざまあるので、結局受けとめ方が必ずしも十分ではない教育委員会だと個人までこの話が徹底しない。ユーザーは個人である。結局一人一人が使わないと意味がない制度なので、個人に行き渡るようなことをよく御検討いただければと思う。

(伊藤構成員) 今、部会長がおっしゃったように、都道府県教育委員会を通じてということもあるかもしれないが、ほかにも私学の団体とか、教員の方の団体などがあるので、そちらについても是非周知徹底をお願いしたい。

(高橋部会長) お時間を頂戴いたしましてありがとうございました。引き続きよろしくお願ひしたい。

<通番 18：公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付要件の見直し（総務省、文部科学省）>

(伊藤構成員) 調査結果から、現行法で対応可能で法改正の必要はないという回答ということだが、私どもがいただいた調査の個別の中身を見ると、例えば立地や条件によっては保育所や駐車場などの潜在的ニーズがあるというような回答をしている公立大学法人があり、今の時点では考えていないが、今後そういったことも含めて検討したいと考えている公立大学法人があることが分かる。国立大学法人並みにやりたいという一種のニーズがあると解釈できるのだが、この点はいかがか。

(文部科学省) 具体的にニーズと言うと、前回、国立大学に対して調査を行ったときには、具体的なニーズがあったわけだが、今回のアンケートでそういったことを具体的にお示しになったところが実はなかったもので、ないけどりあえず法律改正というのは、難しいと考える。

(伊藤構成員) 国立大学と公立大学法人に差をつけていることの合理的根拠は何か。

(文部科学省) 差をつけているというよりも、必要があるところに必要な措置を講じているものである。

(伊藤構成員) そうだとすると、今後ニーズがあるというかなり具体的な見通しもある可能性があるわけなので、それは法改正の必要もあり得るといふことか。

(文部科学省) 今後、ニーズを具体的に私どもが把握した段階で、また総務省と相談しながらということになる。

(伊藤構成員) むしろ今の段階で、もっと早目に御対応いただけないかということが1つと、恐らく私も余り詳しくは承知してないが、将来的には国公立の大学の連携のような話が出ている。法人経営の観点からすると、連携していくときにいろいろな差があるということに関しては、いろいろ支障が出てくる可能性があるわけで、むしろ先取りして公立大学法人で国立大学法人と差をつけていることの合理的な根拠がないものについては、国立大学法人並みに改正するという方向性を示していただいたほうが、公立大学法人としても今後の経営はかなり円滑になるのではないかと思うが、この点はいかがか。

(総務省) 御指摘の点については、おっしゃるとおりの面もあるかとは思ふ。一方で、実は、公立大学法人の場合、これはちょっとどう読んでいくかというのはまた議論があるかと思うが、大学運営に不要な財産については設立者に納付するものとするというような仕組みがあり、そういう中で、国立大学はどうかということには

議論になるが、要らない土地、財産があれば、設立者に返す。必要だから大学のほうに置いてあるのだが、それが例えば大学の運営を行うために必要な付随するような業務であれば、まさに先ほどの国立大学の通知で言うと、(1)の事例みたいな形で活用したら良く、一時的に利用がされていない状態の財産があれば(2)で読めばいいということになるかと思う。

先ほど話があった幼稚園とか駐車場についても、ある意味で一時的に使っていない土地、財産があって、それについて別途の利用をするということであれば、この解釈の通知と同様の理解で、できなくもない。そうすると、国立大学でつくった条文は、実は確認的な規定なのか、あるいはどうなのか。そういう議論もありうると思いつながら、実はここに来たところであるが、国立大学法人の場合は、土地の返還のようなルールがないと聞いているが、そこは間違っていれば申し訳ない。

(文部科学省) 返還と言うか、不要な場合は売却をすることになる。

(高橋部会長) 有効活用は、国立大学でも言えることで、そこは違う。

(文部科学省) もちろんそうである。

(総務省) 失礼しました。そういう意味では、あくまで必要なものを有効活用するという意味で言うと、本当に規定がないとうまくいかない事例がどれだけあるのかということは、現場の状況を聞きながら考えていきたいというのが思っていたところである。一方で、伊藤構成員がおっしゃるように、規定という意味で合わせていくというのも一つの考え方かとは思ふ。

(伊藤構成員) むしろその国立大学法人法の改正自体が、余り意味がなかったように受け取れるし、それだったら、むしろ規定を揃えてもらったほうが、一々通知で細かく範囲を出すよりもわかりやすいのではないかと思う。

(高橋部会長) 国立大学でやっていた者として、やはり地域に、例えばコンビニを出すとかいろいろな有効活用をするというときには、公費が出されている大学からすれば、すごく立場が弱い。民業圧迫ではないかとすぐにクレームが来る。要するに、有効活用をしようと思っても、常に地元の事業者とか、そのような方々の顔をうかがって、本当にできるかどうか、びくびくしながらやっている。だから、国立大学法人法は、そこはちゃんとできるのだと変えたわけである。

例えばコンビニだって、経営が成り立つためには一等地に置いて、かつ、入り口だって通りにも面しているし、キャンパスにも面している。両方から入って、キャンパスに学生がいなかったときには通りのほうから収入を得るというわけである。ただ、そうしたら、地元のコンビニから御批判はかなり来る。大学側からすると、そういうことについて法的根拠を与えてくれという話である。

だから、国立大学法人法を変えたわけである。そういう意味では、公立大学は同じではないのか。要するに、法的な根拠がなかったら、公的な資金で支えられている大学というのは、事業活動はできない。そこを与えてくれというのが公立大学なのではないか。そこは大学の苦しい立場をちゃんと分かっていたかかないと。

(文部科学省) 私も直前まで国立大学法人にいたので、全く部会長と同様の考え方であるが、国立大学の場合は、具体的に例えばこんなことをやりたいといった提案を踏まえて改正してきた経緯がある。当然、公立大学でこういうことをやりたいといった現行法上対応できないニーズがあれば、また御相談をさせていただくということである。

(高橋部会長) 公立大学はこういう附帯業務と言われているのだから、考えつかない。御批判がない形で、附帯業務の中で何ができるのだろうか。

(文部科学省) そこは今、国立大学法人もまだ始まったばかりなので、いろいろなことを模索しているところであり、これからいろいろな具体的なケースが出てくるかと思う。それに対して、公立大学法人が、国立大学法人があんなことをやっているのだったら我々も、というニーズを酌み取りながら、というようなことでも十分対応可能ではないかと考えられる。

(高橋部会長) 今、各大学はものすごく厳しい状況に立たされている。特に公立大学などは国立大学と違って状況が千差万別なので、厳しい経営である。

(文部科学省) それは国立も同じである。

(高橋部会長) そう。だから、そういう意味では、文部科学省が支えるという姿勢に何で立っていただけないのか。考えつくように変えて、公立大学に対してどんどんやれとメッセージを出してくださいという話である。法律の根拠があって、あなた方は有効に活用できるので、どんどんやってくださいというメッセージを發してくださいという話である。国立大学法人には、法律の根拠があるから無い知恵を絞って、自分の持ってい

る財産を使っていろいろ活用しようかという方向にやっと動いてきた、という話である。公立大学は附帯業務の範囲でやれと。例えば、私立の法政大学は、旺盛にやっていますよ。コンビニだって、外堀に面したコンビニと中に入っているコンビニとがあって派手に経営しているけれども、私立大学だからやっていけるわけである。これを公立大学ができるかといったら、そんなコンビニ設置などは怖くてできない。

(文部科学省) ただ、コンビニ等は学生も。

(高橋部会長) 地元の御批判なく本当にできるのか。

(文部科学省) 御批判というのは、ちょっとあれですけども、現行法上でも学生とか教職員への福利厚生施設として設置する場合は認められている。

(高橋部会長) ですから、地元の御批判なくやらせてくれと言っている。

(総務省) 部会長の御趣旨は、要は、こうやって通知を出して、それで読めると我々は言っているけれども、大学自身が周辺の方々との関係で、根拠があるからこれで大丈夫ですと、我々はやるのですというふうに言えるような、ある意味での武器があるべきだという御意見ですか。

(高橋部会長) 国立大学にはそれを与えた。公立大学にも与えてくれと申し上げている。公立大学だって、しっかり自分で立てと文科省がおっしゃっているではないか。だったら、そのための条件整備の一環で、国立大学法人で例があるから、文科省の政策として、公立大学の有効活用を図るために法改正をしますと言ったら、内閣法制局は通るでしょう。

(文部科学省) 法改正となるので、具体的なニーズや背景をきちんと整理しないとイケない。

(高橋部会長) ですから、公立大学の経営状況、公立大学の持っている社会的な立場、それ自体が立法事実だと私は思う。しかも文科省の政策として公立大学もちゃんとやれと、自らの基盤で立って、大学として立っていけという政策がある。これはちゃんと立派な立法事実ではないか。

(文部科学省) そこはよく公立大学のお話も承った上でまた考えさせていただきたいと思う。

(磯部構成員) ニーズがあったら考えるということではなく、やはりその裏付け、武器、先ほど言っていたいた、武器を与えて裏付けがあるから何ができるかを考えるという、順序が違うのではないか。

(文部科学省) もちろん政策とはそもそもそういうものだが、ただ、きっかけとか、何らかのそういう声や背景があって法改正してきた経緯がある。ニーズが全くないがとりあえず法改正するというのはなかなか申し上げにくい。

(高橋部会長) 済みません。首都大学東京で、入り口の前にコンビニをつくらうと言って、今はできるのか。はっきり言って怖くてできないのではないか。

(伊藤構成員) 教職員が利用するだけの小さい店舗はできるが、それ以外は基本的にできないと思う。

(高橋部会長) 首都大学東京も、怖くてできない。怖くてできないような状況を取り除いてくださいという話である。それ自体が立法事実だろうと私は申し上げている。文科省から頑張れと我々は言われているのだから、私はもう国立大学を離れましたけれども、昔は自立しろと文科省から言われていた。私は認証評価もやったけれども、公立大学のほうが大変である。公立大学のほうがものすごく苦労している。それは文科省も御存じではないか。

(文部科学省) よく存じ上げている。

(高橋部会長) だったら、そういう苦しい経営状況を救うというのも、文科省の政策的な義務なのではないか。考えつかないのだから、考えつくように法制度を変えてくださいと言っている。昔を思い出してつきつい物言いになったが、是非御検討のほうをよろしく願いたい。

ほかの方、いかがでしょうか。同じ国立大学の山本先生から。

(山本構成員) 結局、国立大学に対しては、自分でいろいろ頑張れと一方で言うわけですけども、しかし、他方で先ほど話があったように、結局この業務の範囲の問題は、国あるいは公共団体の業務と民間のいろいろな業務とのいわば切り分けの部分もある。そここのところが解釈で読めるのだと言われても、やはりそこは、では、民間との関係はどうなのだとこのところがどうしても出てくるわけで、そこは明確にさせていただかないと、先ほどから話があるように、怖くてできない。それはもう御存じだと思う。

あるいは役所の場合であっても、やはりそれぞれの所掌事務等の規定が非常に大きな意味を持っている。何か先ほどから伺っていると、解釈で読めるからいいのだと、現状では具体的な話がまだ出てきていないと言われるのですけれども、この状況で具体的なものを出すというのは非常に難しいのではないかと思います。先ほどからの繰り返して、新しく付け加えることはほとんどないのだが。

(高橋部会長) 是非御検討のほどをよろしくお願ひしたい。どうもありがとうございました。

<通番 34：産業廃棄物処理施設の設置者における特例の対象となる一般廃棄物及び処理施設の拡大（環境省）>

(高橋部会長) 環境省所管の法令の中でも、騒音規制法や振動規制法において、法令について条例で定めればそれに代えることができるといった、上書き権を与えている法令があると思われる。そういう意味では、廃掃法第9条の3の3についても、上書き権を与えるにふさわしいと思うが、なぜできないのか御教示いただきたい。

(環境省) 一般廃棄物処理施設の設置に関して、現行の特例では、住民に対して縦覧を行い、意見を聴く手続が必要とされているが、その対象施設や縦覧をする期間については市町村の条例で決めることとしている。現状このような仕組みになっているため、どの施設を対象にするかどうかについては、まさに市町村の判断に委ねられている。必要最低限の施設について公告・縦覧をして住民の意見を聞くべきというところは、国のほうで別に示しているわけではない。

(高橋部会長) 必要最低限の規定を設けるのではなくて、標準的な規定を設けて頂きたいというものである。基準を下げるのも、上げるのも条例で別に定めることを可能とすれば、特段問題ないと考えられる。もともと、上書き権の付与については過去の地方分権改革において、義務付け・枠付けの見直しの際に十分に議論した結果、最終的に条例委任という方向となった経緯がある。本来は上書き権能の付与という方向で議論していたが、それができないために条例委任の方向に変わったので、当該権能の付与については、分権的観点に矛盾しないと思われる。

(環境省) 現行のベースラインでは、どのような施設に関して住民参加手続を求めるのかということについて、市町村が条例で決めるようになってきているため、最低限のものを国で定めるということも難しい。

(高橋部会長) 最低限のものを定めるのではなく、標準的なものを定めて頂きたい。全国ナショナルミニマムという話ではなくて、標準的なモデルを政令で定めることを申し上げているのである。あとは自治体で使い勝手がよければ、基準の引き上げや引き下げは自由という形にさせていただけるとありがたい。

(環境省) 標準的なものを当省も調べたうえで、自治体に示すということではできると思う。

(高橋部会長) 繰り返すが、こういった制度は実際に被災してみないとわからない。我々も同様であるし、自治体においても、実際に被災した現場に遭遇してみて、条例が必要であったと分かるのが通常であると思われる。そもそも実際に条例を定めている団体はそれほど多くないのではないかと。だから、制度設計上、条例に任せることがうまくいっていない状況の中で、実際にワークするやり方を考えるとしたら、分権の観点に矛盾しない上書き権の付与で全く問題ないと思うが、それは難しいのか。

(環境省) いただいた意見も踏まえ必要な対応、必要な措置として、当省では考えられると思われるので、2019年度中に結論を得て、可能であればそのような方向にしたいと考える。

(山本構成員) 災害復旧を考えたときに、条例がないから自治体の責任と言って済まされるのかということが問題であると思われる。確かに事柄によっては、自治体が条例を定めていないのだから、自治体の責任として済ませられる部分もあると思うが、災害復旧に関しては、災害が起きたときに条例がないからそれは自治体の責任であって、知りませんということでは済まされないのではないかと。思う。

それから、災害復旧に関しては、確かに事務の切り分けという問題はあるが、自治体も国も、それに対して全力で対応する体制を作っておく必要があると思う。そういう意味で、国の方でも今回の提案のようなニーズがあることを把握されているのだから、やはり国としては法制上の手当てをきちんとしておくというのが筋ではないかと思うが、いかがか。

(環境省) 御指摘の通りと思われるので、当省としてはしっかり検討して、現行制度をどのように改正するのがよいのか結論を得たいと思う。

(高橋部会長) 2019年度中に結論となる理由は如何。

(環境省) まず、現在産業廃棄物処理施設の設置許可対象施設になっていない廃石膏ボードの処理を行う施設を含め、市町村外で処理を検討する廃棄物を処理する施設として想定される産業廃棄物処理施設について、全国でどこにあるかを確認したい。当省の想定では、廃石膏ボード以外にもスレートやガラスくずなども災害廃棄物として多く排出されるので、廃石膏ボード以外の災害廃棄物も含めて包括的に必要な調査を行って、まずは産業廃棄物処理施設がどこに所在しているのかについてデータをまとめると同時に、その施設が所在する市町村が条例制定に関してどのような意向を持っているのかをしっかりと確認したい。市町村の意向を踏まえ、その上で制度改正の方向性を確認したい。そういった内容も視野に入れて調査を行いたいと思っているので、今年

度中にまずは対象施設が全国のどこにあるのかということをして全て特定して、その情報は取りまとめた上で、来年度に実際に条例制定に関して市町村の意向を伺うわけであるが、どういう聞き方をすればいいのか、またどういったことを聞いた方がよいのか、専門家にも意見を聴いた上で調べていきたいと思っている。そのため、少しお時間をいただければと思っている。

(高橋部会長) 施設の地元の自治体が条例を制定するかどうかという話か。

(環境省) 熊本市の場合には、処理が可能な施設が市内になかったため、市外で施設を探さなければならなかったということが課題であった。もちろん市内で廃石膏ボードの処理施設があれば、熊本市ですぐに市議会において条例制定をするということは十分可能であると考えられるし、そのようにされたのだと思う。しかし、残念ながらそれはできなかったため、市外で処理可能な施設を探されたところ、山本構成員からも指摘があったように、市外の自治体では条例を定めていなかったために、廃石膏ボードを受け入れてもらえなかったということである。決して自治体の責任ではないと思うが、全国にある廃石膏ボードの処理施設について、所在市町村の条例制定に関して、協力いただけるのかどうかしっかり押さえる必要があると思っている。

(高橋部会長) つまり、災害廃棄物の搬出元の自治体と搬出先の自治体が別々な場合において、搬出先の自治体で条例を制定していなかったら受け入れられないという話か。

(環境省) 今はそうなっている。

(高橋部会長) 災害廃棄物の搬出先の自治体において条例を作れというのは、はっきり言って経済学におけるゲーム理論からしても無理な話であると思われる。なぜなら、災害を受けているのは他の自治体で、自身の問題ではないからである。自分のところで災害廃棄物を受け入れるために、わざわざ特例的なものとして条例を作れという話である。条例を全国で整備するというのは、今の話を伺う限りでは、制度設計上なかなか難しいのではないかと。そういう意味では、災害にふさわしいような制度設計になっていないと思われる。災害にふさわしい制度設計に直してもらおうということについては、2019年度中というより、今の話だともう既にニーズがある。そもそも条例を制定している自治体はほとんど無いのではないかと。全国の自治体の何%が条例を制定しているのか。

(環境省) 包括的に調べていないが、廃石膏ボードの処理施設については、5市で条例制定されていることは把握している。

(高橋部会長) 約1,700ある市町村のうち5つの自治体しかないのか。

(環境省) 約1,700ある市町村全てに石膏ボードの処理施設があるわけではないので、廃石膏ボードの処理施設がある市のうち5カ所の市で、これは熊本市もその中に含まれているが、大体災害経験のある市において条例が制定されている。

現状の制度が災害時にワークしていないのではないかと、という高橋先生の指摘がまさに熊本市の提案の根底にあると思われるので、当省では、すぐに見直しを行いたいとは考えているが、一旦現行の枠組みを定めている中で、市町村がどのように考えているのか、それから、災害が多くなっていて、自治体間で相互に助け合いも行われているので、果たして本当にワークしないのかどうかは、改めて市町村の意向を聞いた上で判断したいと思う。

その上で、高橋先生の指摘のように、やはりワークしないということであれば見直しを行っていきたい。その結論を来年度中に得るようにしていきたいと思っている。

(高橋部会長) 承知した。市町村の意見を聞いて見直しを行われるということから、分権の見地からも支障はないと思うので、単に結論が2019年度に延びたと思わず、精力的に意見を聞いていただいて、早期に結論を出していただきたい。

あと、袋井市の案件について、個別的な対応として具体的にどのような協力を考えているのか。

(環境省) 現在、分権室の協力により、全国で鉛を含む廃ブラウン管ガラスの処理が可能と思われる施設のピックアップを、袋井市との共同作業で行っている。当該ガラスの溶融処理施設については、産業廃棄物処理施設の設置許可を得ていない施設である。そういった施設で処理を行う場合に、現行の制度の中で、再生利用認定という特例を適用する方法がある。当該ガラスに含有される鉛をリサイクルする目的で、当該特例を適用して、一般廃棄物処理施設の設置許可を不要にする。これは国で認定をすれば可能であるので、1つはそういった手法を考えている。

もう一つは、それ以外の処理方法で、溶融処理ではないが、鉛を含む廃ブラウン管ガラスを処理する方策についても、少しコストはかかるが、引き続き検討している。それから、当省が伺っている話では、今回のケー

スは、色々なところから廃品を回収して、有価物を抜き取って売買をしようとする目的で、平成21年から、過剰かつ不法に放置されていたというものである。恐らく当省の常識で言うと、これは産業廃棄物であると判断した上で、行政能力がより高い県のほうで早急に処理を行うケースが通常であると考えられるため、改めて産業廃棄物として静岡県の方で対応できないかということも含めて相談していきたい。ただ、一度袋井市が静岡県と相談した上で、市で処理を行うこととなったので、3番目の方法はなかなか難しいのではないかと考えている。当省が今考えているのは、最初に申し上げた、国で再生利用認定として、一般廃棄物処理施設の設置許可を不要とする特例に当てはめることを最有力候補の一つとして考えている。

(高橋部会長) 事務局としてはその対応でよいか。

(福田参事官) 国として認定というのは、再生利用の認定という、廃掃法第9条の8の規定で間違いはないか。

(環境省) 然り。

(高橋部会長) こういった災害で壊れてしまったものでも再生利用の認定はできるのか。

(環境省) 袋井市の案件は災害ではない。本来現行の廃掃法の枠組みの中では、不適正な処理があった場合には、廃棄物が山となる前に行政指導ではなく、きちんと改善命令等を行うべきとされているが、今回のような事例になってしまったというもので、熊本市のケースとは異なり、全国的には余り見受けられない例ではないかと思う。ただ、提案を頂いているので、袋井市が何とか解決できるように、当省でも考えられる手段を提供していきたい。

(高橋部会長) 引き続き、閣議決定に向けて案文等を事務局とよく相談していただきたい。

<通番47：旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金を私人へ委託可能とする見直し（総務省、外務省）>

(高橋部会長) まず、事実の認識として、旅券の発行について、府の負担が主とは言えないという回答について、前回の認識と大分異なるが、いかがか。旅券のいわゆる機械的な発行、旅券作成事務はかなりの負担があるという点は否定できないのではないか。

(外務省) そこは確かに、事務量として大宗を市町村が処理しているということを使うつもりはない。ただ単に、前回の議論の中で、専ら手数料は旅券作成の部分にかかわるものとして、主に大阪府が、都道府県がやっているのではないかという指摘があったため、それに対する回答として説明したということ。市町村が大宗を処理しているということを申し上げるつもりはない。

(高橋部会長) 総務省にお聞きするが、こういう方法は普通、条例による事務処理の特例（以下「事務処理特例」という。）で一般的にあり得るのか。事務処理特例で事務を配分している都道府県の方が専ら事務についての費用を本来担っていて、配分先の市町村は負担が部分的であるので、例えば市町村から都道府県に対して委託料を払うというような、そういう制度はほかに見当たるか。

(総務省) 高橋部会長から指摘があった件だが、基本的に法令に基づく事務を事務処理特例によって市町村が処理することとされた場合については、原則は都道府県が定めていた条例規則が適用されず、市町村が主としてこの事務を行うことを想定しているところである。

(高橋部会長) 事務費用負担の話をしているが、いかがか。

(総務省) 事務費用負担については、事務処理特例の制度を設けた当時の行政課長通知において、「都道府県の手数料条例に基づく手数料の徴収事務を市町村が処理することとする場合」というような例外的な取り扱いはあり得ると書かせていただいている。

(高橋部会長) 都道府県の手数料事務を市町村が処理する。その場合は、歳入歳出外現金になるのか。

(総務省) 今ほどのケースについては、都道府県の歳入となるものであるので、市町村においては歳入歳出外現金として取り扱うということになる。

(総務省) 補足させていただく。市町村が自ら手数料条例を定めて徴収もできるし、あるいは今回はそうではないと認識しているが、都道府県の手数料条例に基づいて市町村が徴収をする。後者の場合においては、先ほど申し上げたように、あくまでも都道府県の歳入であって、市町村にとっては歳入歳出外現金になるという整理である。前者の場合は、当然市町村が自ら手数料条例を定めて手数料を取ることによって、それは市町村の歳入ということになる。

(高橋部会長) その際に、例えば協定を結んで、実費分は手数料から返納するという方法はあり得るのか。

(総務省) そもそもこの件について、当初想定していたのは、市町村が自らの手数料として徴収をして、都道府県の経費については市町村から何かの形で都道府県に納めるということを我々としてはイメージしていた。

(高橋部会長) ただ、私が聞きかかったのは、こういう方法は一般的なのかということ。旅券法に特有のものか、もしくは、一般的にあり得るのかということ。

(総務省) 結局、市町村にどれだけの事務を事務処理特例で処理させるかというところにかかってくるのだと思うが、一般的には、むしろ市町村の手数料として市町村が必要なお金を徴収するということが制度のもともとのイメージだったと思う。

(高橋部会長) そうすると、やはり旅券の制度はイレギュラーで、もともと旅券をつくるのは都道府県だと。作成の事務は都道府県だということになれば、その手数料の受け取りを市町村にお願いしているときに、歳入歳出外現金にならざるを得なくなるというのは、これは旅券法の制度的な帰結かと思う。旅券法の改正を検討しているというのであれば、その中に滑り込ませることはできないか。外務省にお聞きするが、内閣法制局にそういうことができないのかということをお聞きいただいたのか。

(外務省) 内閣法制局の意見を聞いてほしいという指摘はいただいたが、残念ながら、接触は試みたものの、タイミング的に今回は直接意見を聞くことができていない。その点は申し訳なく思う。

先ほど旅券の作成を都道府県がしているという指摘があったが、実は、ここは都道府県と市町村の間で整理がつけば、作成機自体を市町村に置くことも可能である。ただ、そのコストは都道府県が持たなければいけなくなるということで、恐らく都道府県はやっていないのだろうと思う。作成自体も論理的には都道府県と市町村の間で話がつけば、市町村でもできるという形にはなっている。

(高橋部会長) 作成を任せただけの場合は、その費用は市町村が持つようになるのか。

(外務省) それは地方財政法の規定に基づいて、市町村がその事務を執行するに要する経費の財源を都道府県が必要な措置を講ずるという形になっている。その旨を都道府県と市町村が事務処理特例を行う際に協議しておかなければならない。

(高橋部会長) 協議しておかなければならないというのは、地方財政法で都道府県が措置するとなっているということか。

(外務省) 然り。

(高橋部会長) だから、基本的に旅券作成に係る費用は都道府県の費用負担だと。

(外務省) (作成の事務を市町村に任せるとした場合に、市町村がその事務を執行するに要する経費の財源を都道府県が措置する必要があるので、) そのとおりである。

(高橋部会長) それをどうやって取るかというときに、確かに大阪府が直接徴収する私人と委託契約をすればいいのではないかということだと思うが、これは現実に可能なのか。事務処理特例を行い、市町村が私人に委託した場合について、大阪府が出張って行って、さらにそれぞれの私人と契約を結ぶということは、実現性がある制度なのか。

(外務省) 実際のところ、東京都はその方式をとっている。

(伊藤構成員) ただ、東京都も島しょ部という非常に限定されて特殊なエリアだけでやっているということであるから、一般的な仕組みとは言えないという気がするが。

(外務省) 伊藤構成員の指摘の趣旨がわからなかったのだが、島しょ部であるから特殊であるという点。東京都は私人と契約をして、東京都の手数料を徴収せしめている。旅券の申請受理の事務については、それぞれ島しょ町村の職員が受け付けをされているということであって、技術的には大阪府がそれを行うことは可能と思う。

(高橋部会長) だから、それを全域で行えばよいという話か。

(外務省) 数の問題が議論になるかということであるが、委託を行うに当たっては、府は市町村と必ず協議をして条例化すると理解している。そのときに、必ず委託の方式についても協議されているものとの理解である。

(高橋部会長) だから、私人に委託する場合には府が直接出張って行って、それぞれ直接契約をしると協議するべきということか。

(外務省) 然り。

(高橋部会長) それは無理だと私は思う。

(外務省) それは面倒くさいからということか。

(高橋部会長) 事務的に無理である。なぜなら、東京都のような行財政能力の豊富なところで、島しょ部に限定してやっていることが、一般化して大阪府において府全域にやれることの根拠にはならないと思う。それは無理だと思う。島しょ部に限定してやっていることなので、東京都 23 区を全部やれという話ではないのだから。一々、民間の私人についてそういう契約をつくれということか。

(外務省) ちなみに東京都のやり方は、財団法人と1対1の契約を結ばれて、その法人が各島しょ部で徴収をされているとの理解である。東京都のような工夫をなぜ大阪府ができないのか我々も疑問が残るところ。

(高橋部会長) 東京都は一括委託しているかもしれないが、私人に委託するときに、すべて一括委託でないと成り立たないという話でもないと思う。

(外務省) (全て一括である必要はなく、同じ私人に委託する自治体について府がまとめて契約する等) そこは工夫の問題だと思う。

(高橋部会長) それは市町村に無理なことを要求しているように思う。ただ、時間になってしまった。少なくとも、今、旅券法の改正についていろいろと検討中だということもあるのですが、旅券法の改正にあわせて、もしくは分権一括法でもよいが、地方財政法上、大阪府に負担義務があると明文化されているところについて対応いただくということから、旅券法のほうが筋はいいかと思うので、是非そういう方向で検討いただきたい。事務局はいかがか。

(福田参事官) 引き続き、総務省、外務省とも部会長がおっしゃったような方向性で調整させていただきたい。

(高橋部会長) 閣議決定までに時間があるので、内閣法制局の意見なども聞いた上で、検討をお願いしたい。

(外務省) そういう方向性で検討するよということであれば、それは何ができるか考えたい。現在、国会への上程に向けた作業を既に進め、来年度の施行を目指している法改正にのせられるかどうかということについては、旅券だけ特例としてやること、それはもちろんできるかできないかといったらできるのだと思うが、法の全体のたてつけからいくと特殊だけれども、法改正を検討するに当たっては、これだけ不便があるからやるというアプローチであるので、その適否も含めて関係部局と相談した上で、また回答を差し上げたい。

(高橋部会長) 事務処理特例に特化した法令の規定も幾つかあるということは事務局から紹介すると思うので、是非検討いただきたい。ありがとうございました。

<通番22：重度訪問介護の訪問先の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 労働法制として、勤務時間内のトイレや水分補給に要する時間を労働時間から差し引かないことは理解するが、これは差し引くに値しないからではないか。障害のない人の場合、トイレや水分補給に要する時間は2～3分であり、これを差し引くことに意味はない。一方、重度障害のある人の場合には、トイレに行くために20分から30分はかかるのではないか。そういう意味では、障害のない人と重度障害のある人にとっての水分補給やトイレの意味は全く異なるものであり、違う話ではないか。

(厚生労働省) 性格の違う話という捉え方もできるのかもしれないが、どの程度生活のしづらさがあるのかが問題であり、線引きすることは難しい。

(高橋部会長) しかし、これは重度障害のある人の場合である。トイレや水分補給を容易にできるのか。

(厚生労働省) 人によって違うが、簡単ではないと思う。

(高橋部会長) そこは全然話が違う。一般の労働法制の勤務時間に入っていることと、企業が支援すべき労働の中に入っていることは違う話ではないか。また、提案が実現した場合の財政負担が600億円、700億円というのはどのように算定したのか。事務的に書面で提出していただきたい。

(厚生労働省) 後日提出したいが、企業に雇用されている重度の身体障害者数を約10万5000人程度と見込んでおり、そのうち自営業という形態で働いておられる方が約14.5%いる。あとは内職ないしは在宅就業という形で働いておられる方が1.8%いる。この自営業の方と内職・在宅就業の方を合計すると、全体で16.3%になる。先ほどの10万5000人ほどの就労している重度身体障害者の16.3%とすると、全体で1万7000人ほどというような人数になってくるかと思う。その方々が重度訪問介護を1日9時間ほど利用するという前提で計算したものである。

(高橋部会長) フルタイムで働くということか。

(厚生労働省) フルタイムを前提に計算すると、そのようになる。当然それは働き方によっていろいろ変わってくるだろうと思う。

(高橋部会長) 経験則上、重度障害者がフルタイムで働くことは考えられるのか。

(厚生労働省) それはなかなか、人によって違うため何とも申し上げられないが、先ほど申し上げたように、一定の仮定を置いた上での計算になるもので、逆にこういったことを行うことで、さらにもっと働きたいという方がたくさん出てくる可能性もある。そういう意味では潜在ニーズを掘り起こす可能性が十分あるので、そういった面も考慮しながら、財政負担は慎重に考える必要があるだろうと思う。

(高橋部会長) 就学、通学支援はどの程度予算措置されているのか。

(厚生労働省) 通勤に関する助成金については、通勤用バスの購入助成金、通勤用バス運転従事者の委嘱助成金、通勤援助者の委嘱助成金等がある。

(高橋部会長) 予算額については、後日提出いただきたい。また、重度訪問介護の訪問先の見直しについて、検討スケジュールはどうか。

(厚生労働省) どのような形で議論していくのか、そのところをまだ十分に我々の中でも議論できていない。ただ、福祉の関係者にはそれぞれの御意見があるだろうし、雇用・労働の関係者にも色々な御意見があると思うので、そこは両方の立場、全体を通じて様々な御意見を伺えるような場立てをした上で、御検討いただくというのも一つの方法かもしれないし、社会保障審議会の障害者部会という場、あるいは労働政策審議会のほうの場、そういったそれぞれの場で議論するという方法もあるかもしれない。そこから少し考えてみななければいけないと思うので、まだ明確な、いつまでというところを言い切るのは、なかなか現時点では難しい。

(高橋部会長) 検討することはお約束いただけるのか。

(厚生労働省) 当然これまでも障害者の方々から、通勤の支援もそうであるが、働くということに関わる環境整備をもっとやってほしいという声はかねがねいただいているところ。そういった意味で、私どもとしては、今回いただいた問題も含めて検討する必要はあるだろうと思う。

(高橋部会長) しっかりやっていただけるということか。

(厚生労働省) よく検討させていただきたい。

(高橋部会長) 先ほどの財政負担の話は、企業が仮に負担するとすれば同じような額が出てくるということになるのか。

(厚生労働省) 計算の仕方によってはそのような計算も成り立つだろう。

(高橋部会長) そういう意味では、企業にとっても重い負担ではあるだろうから、是非よろしく御検討いただきたい。

(磯部構成員) 1点だけよいか。自営の方については会社が負担するという話にはならないことから、福祉で支援したときに、かえって民間企業のそういう障害者の方への支援をスポイルしてしまうというロジックは、全ての方に当てはまらないと思うが、どうか。

(厚生労働省) そのような観点も成り立つ議論だと思う。そこも含めてよく考えたい。

(高橋部会長) 引き続き、閣議決定に向けて御協力のほどよろしくお願ひしたい。

お忙しいところをどうもありがとうございました。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)